

令和6年度笛吹市復職支援選考採用試験実施要領

1 採用予定職種及び人員

全職種	若干名
-----	-----

2 試験日・試験会場

- 随時
- 試験会場 笛吹市役所本館

3 試験日程

- 通年

試験内容	時間	日程
受付	10分	随時
諸連絡	10分	受付後10分
人物試験	1人30分	諸連絡後30分

4 受験資格

- (1) 笛吹市職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く）を退職した者のうち、次の①から⑤の全てに該当する者
- ①採用予定日が笛吹市職員を退職した日の翌日から起算して10年以内である者
 - ②昭和49年4月2日以降に生まれた者
 - ③笛吹市職員の退職勧奨実施要綱第5条の規定による退職勧奨を受けて退職した者ではない者
 - ④笛吹市職員として3年以上（休職、停職、育児休業その他の休業期間を除く）の職務経験（次の職務経験を除く）を有する者
 - ・地方公務員法第3条第3条の規定による特別職の職員
 - ・地方公務員法第22条の2の規定による会計年度任用職員
 - ・地方公務員法第22条の3第1項の規定による臨時的任用職員
 - ・地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員
 - ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条の規定による任期付職員
 - ・地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第3条の規定による任期付研究員
 - ⑤対象となる職が資格又は免許を必要とする場合は、該当する資格又は免許を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ①日本国籍を有しない者
- ②地方公務員法第16条に該当する者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・笛吹市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 受付期間

随時 令和6年4月1日から

6 受付場所

総務部総務課人事給与担当

7 担当区分

- 書類選考 総務課及び当該技術職・専門職人事管理部局が評価する。
- 人物試験 面接試験官が採点する。

8 人物試験試験官

- 副市長
- 総務部長
- 公平委員
- 必要に応じ、当該技術職・専門職部局担当部長

9 試験前の準備

(1) 人事課の事務

- ①「選考採用試験実施要領」の策定
- ②公平委員会との連絡調整
- ③試験会場の確保
- ④人物試験の準備
- ⑤選考採用試験実施の周知及び募集活動
- ⑥受験申込みの受付、受験票交付

(2) 申込書及び提出書類

- ①令和6年度笛吹市復職支援選考採用試験申込書

(3) 試験内容

試験種目	時間	内容
書類選考	—	申込書類により、退職後の学歴・職務等経歴及び在職時の勤務成績を踏まえ、職務遂行能力等を評価
人物試験	30分	表現力、積極性、職務遂行能力等についての個別面接を実施

10 合格者の決定等

選考採用試験の合格者は、試験種目の基準点（7割）を超えた者に決定する。ただし、次のいずれかに該当する場合には、合計得点が高くても不合格とする。

- ① 書類選考の得点が配点の5割未満の場合
- ② 人物試験の得点が配点の5割未満の場合
- ③ 総合得点が配点の6割未満の場合

11 採用

採用は令和7年4月1日、又は内定通知日の翌月以降の毎月1日とする。

12 その他

- 合格者は、後日、総務課において採用を決定する。
- 選考採用試験の試験成績については、本人が提供の申出をすることにより提供する。
 - ・提供期間 合否通知を発送した日から1か月間。
 - ・提供場所 総務課